

プロジェクト 保険契約

項目 IFRS 第 9 号「金融商品」と新たな保険契約基準との相互関係

I. 本資料の目的

1. 本資料は、適用時期に関する IFRS 第 9 号「金融商品」(IFRS 第 9 号)と新たな保険契約基準との相互関係に関する IASB による審議状況、及び、これまでに保険契約専門委員会、会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議、企業会計基準委員会において示されている見解等を説明することを目的としている。
2. 本資料上、IASB が 2010 年 7 月に公表した公開草案「保険契約」を「2010 年 ED」、2013 年 6 月に公表した改訂公開草案「保険契約」を「改訂 ED」と称する。

II. IASB における審議

背景

3. IFRS 第 9 号では、強制適用日は 2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度と規定されているが、新たに公表予定の保険契約基準は現在審議中のため、現時点においては、IFRS 第 9 号が先行して適用される状況が想定されている。
4. 保険契約を発行する企業においては、金融資産と保険契約負債が密接に関連していることから、欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) は、2015 年 3 月の会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議において、保険契約を締結する保険会社に対する IFRS 第 9 号の適用日を延期しないという IASB の決定¹に対して再検討することを求めた。
5. また、EFRAG は、2015 年 5 月に公表した EU における IFRS 第 9 号のエンドースメント・アドバイス案においても、「欧州委員会は IASB に対して、保険事業に関する IFRS 第 9 号の適用を延期して、新たな保険契約基準の適用日と一致させることを求めるべきである。」と提案した。そして、EFRAG が 2015 年 9 月に公表した EU における IFRS 第 9 号のエンドースメント・アドバイス (最終版) では、「新たな保険契約基準が最終基準化される前の時点で、IFRS 第 9 号を適用する保険業界への影響を評価することができない。我々は、保険事業については、2018 年より IFRS 第 9 号を適用し

¹ 2015 年 1 月の IASB 会議で暫定決定された。なお、当該会議において、新たな保険契約基準の経過措置として、公正価値オプション及び OCI オプションの再指定及び取消し等が許容された。

た金融商品の会計処理を（強制ではなく）許容することを提案する。」と結論付けた。

6. 一方、IASB スタッフは、状況をより正確に理解するために対象を絞ったアウトリーチを実施した。その中で示された懸念には、次の点が共通して含まれていた。
 - (1) 金融資産の分類変更によって生じる会計上のミスマッチ及び純損益のボラティリティーの一時的な増加
 - (2) 短期間で2度の会計処理の変更を行う必要性
7. IASB スタッフは、IFRS 第9号は金融商品の会計処理を大きく改善するものであり、金融商品を保有かつ発行する企業において目的適合性のある基準であると考えている。しかしながら、IASB スタッフは、新たな保険契約基準が適用される前にIFRS 第9号を適用することによって生じる会計上のミスマッチや純損益のボラティリティーの一時的な増加に対処する必要があると判断する場合は、次の方法のいずれか又は双方によって対処することができると考えている。
 - (1) IFRS第4号「保険契約」(IFRS第4号)の要求事項の修正
 - (2) IFRS第4号の適用範囲に含まれる保険契約を発行する一部の企業に対して、IFRS第9号の適用日を延期する。

IFRS第4号の要求事項の修正（上書きアプローチ²）

（2015年7月のIASB会議）

8. 2015年7月のIASB会議では、IFRS第4号の要求事項の修正（本資料第7項(1)参照）によって対処する方法の検討が行われ、次の内容が暫定決定された。

- (1) 特定の資産について、企業が (i) IFRS第9号に従うならば純損益に認識されるであろう金額と (ii) IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に従って純損益に認識された金額との差額を純損益から除外して、その他の包括利益(OCI)で認識することを認める。
- (2) 特定の資産は、次の条件をすべて満たすものとする。
 - ① IAS第39号に従って過去に償却原価又は売却可能に分類されていたか又は分類されていたであろうものであり、かつ、IFRS第9号に従うとFVPLに分類される

² アジェンダ・ペーパーでは、‘the Overlay Approach’ と呼称されている。

ものである。

② 保険活動に関するものである。

③ 企業が、IFRS 第 4 号で会計処理される保険契約を発行し、IFRS 第 4 号と併せて IFRS 第 9 号を適用している。

(2015 年 9 月の IASB 会議)

9. 2015 年 9 月の IASB 会議では、2015 年 7 月の IASB 会議で暫定決定された方法を適用する金融資産の識別方法、経過措置等の検討が行われた。

10. 2015 年 9 月の IASB 会議における主な暫定決定は、次のとおりである³。

適用対象とする金融資産

(1) 報告企業が、以下の要件の両方を満たす金融資産に関して上書きアプローチを適用することを認める。

① 当該金融資産を、IFRS 第 4 号の適用範囲に含まれる契約に関するものとして企業が指定している。

② 当該金融資産は、IFRS 第 9 号に従うと FVPL に分類され、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」に従っていたならば、全体が FVPL に分類されるものではなかったであろうものである。

(2) 金融資産と IFRS 第 4 号の適用範囲に含まれる契約との間の関係に変更がある場合にのみ、企業は、IFRS 第 4 号の適用範囲に含まれる契約に関するものとして当該金融資産の指定を変更することができる。

金融資産の再指定

(3) 適格要件を満たすようになった場合には、企業が金融資産に対して当該方法を将来に向かって適用することを認める。

(4) 金融資産が適格要件を満たさなくなった場合には、企業が当該方法の適用を中止することを要求する。当該方法による修正に関する OCI の累計残高は、純損益に直ちに振り替える（リサイクリングする）。

経過措置

(5) 企業が、IFRS 第 9 号を最初に適用する場合（IFRS 第 9 号を早期適用することを

³ これらの事項以外に、当該方法の適用に伴う表示及び開示に関する事項等が暫定決定されている。

選択する場合を含む)にのみ、当該方法を適用することを認める。

- (6) 企業は、IFRS 第9号への移行時に適格な金融資産に対して当該方法を遡及適用する。企業は、金融資産の公正価値と、IFRS 第9号への移行の直前にIAS 第39号に従って算定されたその償却原価又は取得原価の帳簿価額との差額に等しい額を、OCIの期首残高の修正として認識する。
- (7) 企業は、新しい保険契約基準を適用する場合には、当該方法の適用を中止する。また、企業は、どの報告期間においても当該方法の適用の中止が認められる。
- (8) 企業は、上書きアプローチの適用を中止する場合には、次のいずれか遅い日に、OCIに累積している過去の期間の上書き修正の残高を利益剰余金に振り替える(リサイクリングしない)。
- ① 表示する最も古い報告期間の期首
 - ② 上書きアプローチを最初に適用した報告期間の期首

IFRS第9号の適用日の延期(延期アプローチ⁴)

(2015年9月のIASB会議)

11. IASBスタッフは、IFRS 第9号と新たな保険契約基準の適用日が異なる点への懸念に対処するため、既に次の方法を検討している。
- (1) 「IFRS 第4号の要求事項の修正」(本資料第7項(1)参照)
 - (2) 新たな保険契約基準の当初適用時に、「金融資産の分類及び測定の移行上の救済措置」として、金融資産の事業モデルの再評価を許容又は要求する⁵。
12. 一部の財務諸表利用者は、IFRS 第9号と新たな保険契約基準の適用日が異なる点を懸念しているものの、「IFRS 第9号の適用日を延期する必要はない」又は「それよりIFRS 第4号の要求事項の修正で対処する方法の方がよい」と主張している。
13. しかしながら、一部の市場関係者は、一部の企業に対するIFRS 第9号の適用日の延期を望んでおり、多くの財務諸表利用者も適用日の延期を支持している。
14. IASBは、IFRS第9号の適用日の延期によって、IFRS第9号と新たな保険契約基準の

⁴ アジェンダ・ペーパーでは、「the Deferral Approach」と呼称されている。

⁵ 2015年1月のIASB会議において、当該救済措置を設けることを今後のIASB会議で検討する旨が暫定決定された。

適用日が異なる点への懸念に対処しようと認識しているが、それによって有益な情報が提供されるのは、保険活動が企業の活動の大半を占める主要なもの (predominant) である企業に限られると考えている。

15. 上記の分析を踏まえた 2015 年 9 月の IASB 会議における主な暫定決定は、次のとおりである⁶。

- (1) IFRS 第 9 号の適用日の延期は、IFRS 第 4 号の適用範囲に含まれる契約を発行する企業について、その活動が報告企業にとって大半を占める主要なもの (predominant) である場合に認める。適用日の延期は、当該報告企業が保有するすべての金融商品に適用される。
- (2) 保険活動が企業にとって大半を占める主要なものかどうかの当初の評価は、延期しなければ IFRS 第 9 号の適用開始が要求されるであろう日 (すなわち、2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度) における企業の負債総額に対する、IFRS 第 4 号の適用範囲に含まれる保険契約から生じる負債総額のレベルに基づいて行う。
- (3) 保険活動が大半を占める主要なものであることの評価について、定量的な閾値を設けない。ただし、IFRS 第 4 号の修正の結論の根拠に、企業の活動がこの評価の目的上、大半を占める主要なものと考えられないレベルを特定する例示⁷を含める。
- (4) 企業構造の明らかな変更 (例えば、事業の取得又は処分) があって、それが当該企業の大半を占める主要な活動の変更を生じる可能性がある場合には、保険活動が企業にとって大半を占める主要なものかどうかをその後の年次報告日において再評価することを企業に要求すべきである。
- (5) IFRS 第 9 号を既に適用している企業は、IAS 第 39 号を再び適用することは認められない。
- (6) 新しい保険契約基準を適用する前のどの事業年度の期首においても、延期アプローチの適用を中止して IFRS 第 9 号を適用することを認める。また、新しい保険契約基準を適用開始する事業年度の期首に延期アプローチの適用を中止する⁸。

⁶ これらの事項以外に、当該方法の適用に伴う表示及び開示に関する事項等が暫定決定されている。

⁷ IASB スタッフは、延期アプローチの対象として、純粋な保険会社 (pure insurer) を想定している旨をアジェンダ・ペーパーに記載している。

⁸ 延期アプローチの適用中止後は、IFRS 第 9 号の会計処理が遡及適用される。

16. 上書きアプローチ及び延期アプローチの概要については、別紙1をご参照いただきたい。
17. なお、延期アプローチの要否に関する暫定決定は、僅差の決定で、IASB議長が決定票を行使して可決されたものである⁹。IASB会議で示された主な見解については、別紙2をご参照いただきたい。

上書きアプローチ及び延期アプローチの適用日

(2015年9月のIASB会議)

18. 上記暫定決定を踏まえて、上書きアプローチ及び延期アプローチに関する公開草案の公表に向けた書面投票手続へ進むことが了承された。なお、これらのアプローチの適用日については、次のとおり暫定決定された。

- (1) 適用日は、2018年1月1日以後開始する事業年度とする。
- (2) 企業がIFRS第9号を早期適用する場合は、これらのアプローチの早期適用を認める。
- (3) 延期アプローチは、2021年1月1日以後開始する事業年度に適用することを認めない。ただし、同日後に上書きアプローチの適用を選択できることを明記する。

今後の予定

19. 2015年10月のIASB会議において、公開草案のコメント期間等に関する検討¹⁰を行い、2015年中に公開草案(コメント期間:60日)を公表することを予定している。

III. ASBJによる対応

第21回保険契約専門委員会(2015年9月18日開催)において示された主な見解

⁹ (ASBJ事務局による補足説明)9月21日のIASB会議では、延期アプローチの要否に関しては、賛成7名、反対7名で、可決には至らなかった。そのため、9月23日の会議で、同数の場合は議長が追加で投票できるというIASBのデュー・プロセスを踏まえ、Hoogevorst議長が追加の投票権(賛成)を行使して、8対7で可決した。

¹⁰ 2015年10月のIASB会議では、公開草案のコメント期間(スタッフは60日に設定することを提案)及び初度適用企業への適用可否が審議されている。

20. 2015年9月18日に開催された第21回保険契約専門委員会で示された主な見解は、次のとおりである。

- 会計上のミスマッチを回避するために、一部の企業に対して IFRS 第9号の適用日の延期を許容する提案は理解可能な内容である。また、適用日の延期を選択する企業に対して、IFRS 第9号に基づく開示を要求する点も支持する。(利用者)

企業会計基準委員会（2015年9月25日開催）において示された主な見解

21. 2015年9月25日に開催された第320回企業会計基準委員会で示された主な見解は、次のとおりである。

- 保険会社に対する IFRS 第9号の強制適用が2021年までしか延期されないと暫定決定された点については、新たな保険契約基準の強制適用日を想定して決めているようにも考えられ、品質よりもスケジュールを重視した基準開発に繋がり得る点に強い違和感がある。
- 決定プロセスとして、賛否同数の状況で議長の判断で暫定決定された点に関して、本来は議論を尽くす必要があると思われる。

ASAF 会議（2015年10月2日開催）における議論

22. 2015年10月に開催された ASAF 会議における IASB のプロジェクトの近況報告に関するセッションにおいて、保険契約プロジェクトに関する IASB の審議状況について、IASB スタッフから説明されたうえで、ASAF メンバーによる議論がなされた。議論の概要については、別紙3「2015年10月 ASAF 会議報告（保険契約関連部分を抜粋）」をご参照いただきたい。

企業会計基準委員会（2015年10月9日開催）において示された主な見解

23. 2015年10月9日に開催された第321回企業会計基準委員会において示された主な見解は、次のとおりである。

- IASB 関係者からは、保険契約基準の必要性及び緊急性を考慮して、早期に最終基準化すべきであるとの見解が示されているが、議論が十分に尽くされたといえるかは疑問である。品質よりもスケジュールを重視した基準開発に繋がり得る点を懸念している。

今後の対応

24. 当委員会は、本年中に IASB から公表される予定の公開草案に対して、これまでに示された見解を踏まえ、保険契約専門委員会及び企業会計基準委員会でコメント・レターの内容の審議を行い、IASB へ送付することを予定している。

ディスカッション・ポイント

IASB における検討状況、及び ASBJ による今後の対応について、コメントがあれば頂きたい。

以 上

上書きアプローチ及び延期アプローチの概要¹¹

	上書きアプローチ	延期アプローチ
要件	<p>以下の要件の両方を満たす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 当該金融資産を、<u>IFRS第4号の適用範囲に含まれる契約に関するものとして企業が指定している。</u> ▶ 当該金融資産は、<u>IFRS第9号に従うとFVPLに分類され、IAS第39号に従っていたならば、全体がFVPLに分類されるものではなかったであろうものである。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ <u>保険活動が報告企業にとって大半を占める主要なもの(predominant)である。</u> ▶ <u>保険活動が報告企業にとって大半を占める主要なものかどうかの当初の評価は、延期しなければIFRS第9号の適用開始が要求されるであろう日(すなわち、2018年1月1日以後開始する事業年度)における企業の負債総額に対する、IFRS第4号の適用範囲に含まれる契約から生じる負債総額のレベルに基づいて行う(定量的な閾値は設けない)。</u>
会計処理	<p>上記要件を満たした金融資産について、下記(i)と(ii)の差額を<u>純損益から除外して、その他の包括利益(OCI)に認識することを認める。</u></p> <p>(i) IFRS第9号に従うならば純損益に認識されるであろう金額</p> <p>(ii) IAS第39号に従って純損益に認識された金額</p>	<p><u>報告企業単位で、IFRS第9号の適用日を延期することを認める。</u></p>

以上

¹¹ 上記要件を満たした場合に、企業は上書きアプローチ又は延期アプローチを適用するかどうかを判断する(適用は任意)。

IFRS 第9号の適用日の延期に関して、9月IASB会議で示された主な意見

<適用日の延期に賛成する意見>

- 適用日の延期によって、透明性及び比較可能性が欠ける点を懸念する意見は理解している。ただ、この点に関する開示が行われるのであれば、最善ではないかもしれないが、合理的と考えられるため、適用日の延期を支持する。
- 一定年数に限定して認めるのであれば、適用日の延期を支持する。
- 保険会社としては、短期間に2度の大きな会計処理の変更を行うことは受け入れられないと思われるため、適用日の延期を支持する。
- 純粋な保険会社のみが適用可能な閾値を設けた上で、適用日の延期を認めるアプローチを支持する。

<適用日の延期に反対する意見>

- 適用日の延期を認めると、IFRS 第9号で要求している減損に関する情報が提供されない。また、純損益のボラティリティー等の問題は、上書きアプローチを適用すれば、対処可能である。したがって、適用日の延期に反対する。
- 適用日の延期が認められる企業数は少ないかもしれないが、大規模な企業が多いため、資本市場全体に与える影響は大きい。また、開示だけでは、比較可能性を確保することができない。最も懸念するのは、保険会社のみによつてこのような特例を認めることによって、モラル・ハザードが生じかねない点である。これらの理由で、適用日の延期に反対する。
- 新たな保険契約基準が最終基準化される時期が不明確な状況で、適用日の延期を認めることはできない。上書きアプローチが許容されれば十分であり、適用日の延期によって、目的適合性のある情報が市場に提供されないデメリットを考慮する必要がある。

以 上

2015年10月ASAF会議報告
(保険契約関連部分を抜粋)

1. 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議が、2015年10月1日及び2日に英国 (ロンドン) で開催された。
2. ASAF 会議の「IASBによるプロジェクトの近況報告とASAFの議題」セッションのなかで、IASB スタッフから、保険契約プロジェクトに関する検討状況の報告がなされた。
 - (1) 有配当契約に関する会計処理
 - (2) IFRS 第9号「金融商品」(IFRS 第9号) と新たな保険契約基準との相互関係
3. 上記のうち、IFRS 第9号との関係に関して、IASB は、2015年9月会議において、新たな保険契約基準が適用される前にIFRS 第9号を適用することによって生じる会計上のミスマッチや純損益のボラティリティーの一時的な増加に対処する必要があると判断する場合は、次の二つの方法の組み合わせによって対処することを提案する公開草案を公表することを暫定決定している。
 - (1) 現行IFRS 第4号「保険契約」(現行IFRS 第4号) の要求事項を次の通り修正する (上書きアプローチ)。
 - ① 企業が保険契約に係るものとして指定した資産に関して、(i) IFRS 第9号に従うならば純損益に認識されるであろう金額と(ii) IAS 第39号「金融商品：認識及び測定」に従って純損益に認識された金額との差額を純損益から除外して、その他の包括利益(OCI)に認識することを認める。
 - ② 発効日は、IFRS 第9号に合わせて2018年1月とする。
 - ③ 上書きアプローチの失効日は定めない (ただし、新保険契約基準が適用された時点で、本アプローチは使用できなくなる)。
 - (2) IFRS 第4号の適用範囲に含まれる保険契約を発行する一部の企業に対して、次のように、IFRS 第9号の適用日を延期する (延期アプローチ)。
 - ① 純粋な保険会社 (保険契約負債が負債全体の大半を占める (Predominant) 会社) に対してのみ、保有する全金融資産に対してIFRS 第9号の延期を認める。
 - ② 発効日は、IFRS 第9号に合わせて2018年1月とする
 - ③ 延期アプローチは、2021年1月1日に失効する (ただし、新保険契約基準が適用された時点で、使用できなくなる)。なお、2021年1月1日時点で、

新保険契約基準が適用されていない場合は、延期アプローチを採用する企業は、上書きアプローチへ切り替えることができる。

4. 暫定決定は、僅差の決定で、IASB議長が決定票を行使して可決されたものである¹²。
なお、コメント期間は、デュー・プロセス監督委員会の承認が得られることを条件に、60日とすることが想定されている。

ASAF 会議での議論の概要

5. IASB スタッフからの説明を踏まえ、ASAF メンバーから主に次のような意見が示された。

(IFRS 第9号と新たな保険契約基準との相互関係)

- (1) コメント期間の短縮には同意する。しかし、暫定決定されている延期アプローチによると、保険主体の会社で銀行子会社を保有する場合には適用できるが、銀行主体の会社で保険子会社を保有する場合には適用できない。これによって、同種の取引は異なる会計処理が適用されることになり、同一の競争条件でなくなり、比較可能性が損なわれる。
- (2) 我々は既にコメントの準備を始めており、コメント期間を60日に短縮することは問題ない。延期アプローチは、報告企業レベルで判定すると議決した理由については、EDの結論の根拠等で明記すべきである。
- (3) 保険契約負債が負債全体の大半を占める企業でないと延期アプローチを適用できないとなると、保険事業事態の規模は大きくとも企業グループ内で保険事業の割合が小さい企業は、新保険契約基準適用前にIFRS第9号を適用せざるを得なくなり、実務上の負荷が膨大になる。

ASBJの発言要旨

6. 本件について、ASBJから、主に次の発言を行っている。

- (1) わが国では、先週の暫定決定に関して必ずしも十分な議論ができていないが、IASBがEDを公表するに至ったデュー・プロセスに関して、当該決定が、IASBが保険契約プロジェクトを早急に完了させるという強い仮定を基に行われているのではないかと懸念がある。また、IASBメンバーのなかにも、EDに進むのが適切かど

¹² (ASBJ事務局による補足説明) 9月21日のIASB会議では、二つのうち延期アプローチに関しては、賛成7名、反対7名で、可決には至らなかった。23日の会議で、同数の場合は議長が追加で投票できるというIASBのデュー・プロセスを踏まえ、Hoogevorst議長が追加の投票権(賛成)を行使して、8対7で可決した。

うかに関して重大な意見の相違があったと承知している。

(2) 我々は、保険契約の会計基準の開発が強く要請されていることは理解している。しかし、我々は、再度の公開協議が必要となるような重大な変更が前回の協議から行われているか否かについて、IASB が慎重に検討することが重要であると考えている。また、改訂 ED から大幅な変更が行われてきているために、多くの関係者は、改訂されたモデルが適用可能であることを確保することは最低でも必要であると考えている。

(IASB Hoogervorst 議長の保険プロジェクトの緊急性に関する発言に対して)

(3) 私は、基準設定主体にとっては、緊急性よりもデュー・プロセスの方が重要であると考えます。

その他

7. 本件について、IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。

(1) 次の理由から、保険契約基準の必要性及び緊急性を考慮すべきである。(IASB Hoogervorst 議長)

- ① 保険契約基準は IASB で既に 16 年も掛けて議論している。その間、3 回の公開協議を行ってきたから、議論していないという論点は多くない。このため、審議は十分に尽くされていると考えられる。
- ② 昨今の低金利環境下、保険契約基準を至急完成することは、先週、金融安定理事会 (FSB) から強く要請された。また、EFRAG も早期完了を望んでいる。

(2) 新保険契約基準の審議が概ね終了した時点で、デュー・プロセスを充足しているかどうかを IASB で審議する予定である。デュー・プロセス・ハンドブックによると、公開草案による提案から重要な変更があること自体でもって再公開が必要であるとはしていない。暫定決定事項は、多くの関係者との多くの議論を踏まえてなされたものである。(IASB スタッフ)

(3) 比較可能性が損なわれる懸念は認識している。その観点だけならば、延期アプローチをより広く許容すれば問題は解消するかも知れないが、一方で、IASB のなかにはそもそも延期アプローチの導入自体に反対する意見もあった。そこで、適用対象を限定して延期アプローチを適用できることとしたものである。(IASB 理事)

(4) 今回の公開草案とは別に、新保険契約基準の移行措置として、IFRS 第 9 号にお

ける金融商品の再分類を許容する予定である。(IASB スタッフ)

以 上